

社会福祉法人むさしの惣喜会役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人むさしの惣喜会（以下「当法人」という。）定款第5条及び第16条の規定に基づく、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(常勤の理事の報酬)

第2条 常勤の理事（職員を兼ねない常勤専任の理事）には、別表1に定める報酬を支給する。

(非常勤の役員等の報酬)

第3条 非常勤の役員等には、別表第2に定める報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ねる理事には、役員報酬は支給しない。

(役員等の旅費)

第5条 役員等が評議員会又は理事会の会議に出席したとき及び役員等が必要な業務従事又は研修会等に参加するために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の種類は、別途、旅費規定により支給する。
- 3 理事長は、旅費の支給を受けようとする役員等及び概算払に係る旅費の支給を受けその精算をしようとする役員等に、当該旅費の支払又は清算に必要な第2項第2号から第4号まで、同項第6号及び前項第2号ウに規定する現に支払った料金が確認できる書類の提出を求めることができる。
- 4 旅費の算定の起点は、自宅とする。
- 5 当法人の職員と兼務する理事が出張した場合において、第1項の規定に基づく出張の場合はこの規則の規定を適用し、職員として出張した場合は社会福祉法人旅費規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事の報酬及び旅費の支給時期は、職員に準ずる。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬及び旅費は、次の各号により支給する。
 - (1) 会議出席に伴う報酬及び旅費は、当該会議に出席した都度支給する。
 - (2) 業務従事又は研修会等参加に伴う報酬及び旅費の支給時期は、職員の例に準ずる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

この規則は、理事会承認の日から施行する。

別表 1

常勤役員の報酬等

1 報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 450,000 円
理事	月額 400,000 円

2 通勤手当

社会福祉法人給与規則第 13 条に準じて支給する。

別表 2

非常勤役員の報酬

1 評議員

区 分	報酬の額
評議員会への出席	日額 15,000 円
業務従事又は研修会等参加のための勤務又は旅行	1 時間あたり 2,500 円

2 理事

区 分	報酬の額
理事会等の会議への出席	日額 15,000 円
業務従事又は研修会等参加のための勤務又は旅行	1 時間あたり 2,500 円

3 監事

区 分	報酬の額
理事会等の会議への出席	日額 15,000 円
監事監査の実施	1 時間あたり 2,500 円
業務従事又は研修会等参加のための勤務又は旅行	1 時間あたり 2,500 円